

埼葛斎場組合規約の一部を変更する規約

埼葛斎場組合規約（昭和31年31指令地収第76号）の一部を次のように変更する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（任期及び失職） 第6条 組合の議員の任期は、<u>組合市町の議会の議員の任期による。</u> 2 （略） （設置及び選任の方法） 第8条 組合に管理者、副管理者4人及び<u>会計管理者</u>を置く。 2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の協議により組合市町の長又は<u>副市町長</u>のうちからこれを選任する。 3 <u>会計管理者</u>は、管理者が<u>組合市町の会計管理者の中から</u>これを選任する。 （任期） 第9条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長又は<u>副市町長</u>の職にある<u>期間</u>とする。 （職務権限） 第10条 3 <u>会計管理者</u>は、組合の出納その他会計事務を掌る。 （職員） 第11条 組合に<u>職員</u>を置き、管理者がこれを任免する。 （経費） 第13条 組合の経費は、組合事業より生ずる<u>使用料及びその他の収入</u>を充て、なお不足するときは、次の割合をもって組合市町が負担する。	（任期及び失職） 第6条 組合の議員の任期は、<u>4年とする。</u> 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 （略） （設置及び選任の方法） 第8条 組合に管理者、副管理者4人及び<u>収入役</u>を置く。 2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の協議により組合市町の長又は<u>助役</u>のうちからこれを選任する。 3 <u>収入役</u>は、管理者が<u>組合の議会の同意を得て</u>これを選任する。 （任期） 第9条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長又は<u>助役</u>の職にある<u>期間とし、収入役の任期は4年とする。</u> （職務権限） 第10条 3 <u>収入役</u>は、組合の出納その他会計事務を掌る。 （職員） 第11条 組合に<u>吏員その他の職員</u>を置き、管理者がこれを任免する。 （経費） 第13条 組合の経費は、組合事業より生ずる<u>収入、その他の収入及び火葬実績による負担金</u>を充て、なお不足するときは、次の割合をもって組合市町が負担する。

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。